

資料 2

移動支援事業に係る概要と運営について（お知らせとお願い）

I 事業の概要

1. 市が受給者証を発行。受給者証に基づき、利用者と事業者において実施する。
2. 身体介護有り・無し、という区分が無くなり、障害別の単価だけとなります。
3. 障害種別及び学齢等による支給上限を導入します。ただし、経過措置として、9月までに支給決定を受けている方は、来年3月まで、現在の支給時間の利用を可能とします。
4. 原則1割の利用者負担となりますが、低1・低2の方は経過措置として3%利用者負担減額制度を実施します。

別紙3参照

5. 請求方法

- ①利用者から利用者負担額を、徴収していただきます。
- ②総事業費から利用者負担額を差し引いた残りの額を、市へ請求していただきます。

別紙4参照

※移動支援事業として利用できる外出、利用できない外出について、まとめましたので、ご参照ください。

別紙5参照

II 事業の運営

移動支援事業は、市と事業者との間において、別紙契約書案のとおり、契約を締結し、運営する必要があります。

別紙6参照

つきましては、契約のご意向があるようでしたら、ご多忙中とは思いますが、9月25日までに担当宛てご一報下さるようお願いいたします。

連絡先：障害者相談室生活支援係 大平
042-325-0111 内線 522

対象者別時間単価表

派遣対象者の区分		利用限度時間(1月当たり)	単価(1時間当たり)
視覚障害者・児	小学1年生～3年生	13時間	1,500円
	小学4年生～中学3年生	17時間	
	満15歳に達した日の翌日以降における最初の年度の4月から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間	
	18歳に達する日の属する月の翌月から	40時間	
知的障害者・児	小学1年生～3年生	13時間	2,100円
	小学4年生～中学3年生	17時間	
	満15歳に達した日の翌日以降における最初の年度の4月から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間	
	18歳に達する日の属する月の翌月から	25時間	
重度肢体不自由児※	小学1年生～3年生	13時間	2,100円
	小学4年生～中学3年生	17時間	
	満15歳に達した日の翌日以降における最初の年度の4月から満18歳に達する日の属する月の月末まで	22時間	

※肢体不自由のうち両上肢1級かつ両下肢1級の身体障害者手帳の交付を受けている児童
ただし、経過措置として、平成19年3月分までの利用限度時間(1月当たり)は、平成18年9月分の決定支給量となります。

なお、学齢未満の方は、経過措置の中で、平成19年3月まではご利用いただけますが、同年4月時点で、学齢に達してない方は、ご利用いただけませんので、ご承知おください。

費用負担区分表

階層区分	世帯の収入状況	負担割合
生活保護	生活保護受給世帯	なし
低所得1	市町村民税非課税世帯で、利用する本人の収入が80万円以下の方	一割
低所得2	市町村民税非課税世帯	一割
一般	市町村民税課税世帯	一割

ただし、経過措置として、低所得1、低所得2の区分の方の負担割合は、当分の間、3%負担となります。

移動支援事業の利用について

別紙5

- 対象者 ①視覚障害者児②知的障害者③知的障害者児及び両上肢1級かつ両下肢1級の障害児であって、身体障害者手帳又は知的障害者手帳の所持者
- 目的 自立生活及び社会参加を促進するために行う。
- 利用の可否 利用可能な外出、できない外出は、規則第4条、委託仕様書第6条のとおりですが、具体的な内容を以下に示します。

・全体的な事項

1	その日のうちに用務を終えるものに限る。
2	移動先において、ヘルパーに指導員・介護員の用務を行わせることはできません。
3	通年かつ継続的に通うもの(学校、施設等)への移動には利用できません。
4	通勤、経済活動を伴う移動には利用できません。
5	原則として自宅以外の場所からの移動には利用できません。
6	移動中に要する費用(交通費、入場料、参加料等)は、ヘルパー分も含め利用者が負担する。なお、食費は700円まではヘルパーが負担し、それを超える分は利用者が負担する。
7	移動支援は原則として、利用者宅から目的地、目的地から利用者宅までの移動とする。なお、やむをえずどちらか一方の利用となる場合は、ヘルパーのみで目的地から利用者宅まで戻る、または、利用者宅から目的地へ向かう時間及び交通費も利用者の負担とする。
8	移動は、徒歩または公共交通機関に限る。
9	介護保険制度において、同種のサービスを受けられる場合は、介護保険優先とする。

・利用できる移動

1	遊園地、公園、ハイキング等への移動	(娯楽施設)
2	ホール、美術館、動物園、映画館等への移動	(文化施設)
3	市役所、保健所等公共施設への移動	
4	買い物、散歩、地域活動への移動	
5	通院のための移動	
6	短期入所への移動。ただし、緊急時の場合に限る。	

・利用できない移動

1	学校及び学校行事への送迎のための移動
2	施設への通所送迎のための移動
3	カルチャースクール、塾、習い事等への送迎のための移動
4	ギャンブル行為等の行われる場所、または社会通念上不適切とされる場所への移動
5	営利目的の研修、講習会への参加のための移動
6	自宅以外の場所からの外出(ただし、保護者が利用者を安全にヘルパーに引き渡せる場合は可能とする。)
7	国分寺市以外の社会福祉法人、NPO法人、法人格を有しない団体等が主催する事業には、利用できない。ただし、集合場所までの送迎は利用できる。

・プールについて

1	施設内での移動介護を行うための制度なので、一緒に泳いだり遊んだりすることはできない。
2	施設内での着替えやトイレの介助・見守りは可能。

